

第1回（仮称）塚田第二小学校の
通学区域（案）に関する地域説明会

日 時：平成29年8月5日（土）
午後7時00分～午後8時30分

平成29年8月6日（日）
午後1時00分～午後2時30分

場 所：塚田公民館 2階講堂

目 次

次第	1
（仮称）塚田第二小学校の開設に伴い変更となる通学区域（案）について	
.....	2 - 4
現在の通学区域図	5
（仮称）塚田第二小学校の通学区域図（案）	6
北本町2丁目の通学区域（案）	7
船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（新旧対照表）（案）	
.....	8 - 10
通学区域表（北本町）（案）	11
通学区域表（行田）（案）	12
（仮称）塚田第二小学校通学区域（案）に基づく推計	13
船橋市交通安全プログラム	14 - 17
（仮称）塚田第二小学校通学区域（案）に係るスケジュール	18

(次 第)

1. 出席者紹介
2. 学務課長あいさつ
3. 通学区域（案）について
4. 通学路について
5. 質疑応答

(仮称) 塚田第二小学校開設に伴い 変更となる通学区域 (案) について

(仮称) 塚田第二小学校の開設に伴い、AGCテクノグラス跡地及び当該周辺地域の通学区域について、以下のとおり変更することを検討しております。

1. 現在検討している変更箇所 (案)

(1) (仮称) 塚田第二小学校の通学区域 (案) 【赤枠で囲まれた地域】

①AGCテクノグラス跡地

- ・通学区域を「行田東小学校」から「(仮称) 塚田第二小学校」へ変更する地域

行田1丁目50番

- ・通学区域を「塚田小学校」から「(仮称) 塚田第二小学校」へ変更する地域

行田1丁目47番(1号を除く。)、49番(1号及び2号を除く。)

②ふなばし森のシティ

- ・通学区域を「市場小学校」から「(仮称) 塚田第二小学校」へ変更する地域

北本町1丁目9番(1号を除く。)、11番～13番、15番、19番～21番

③ふなばし森のシティと北本町2丁目の間の地域 【オレンジ色の地域の一部】

- ・通学区域を「船橋小学校、海神小学校」から「(仮称) 塚田第二小学校」へ変更する地域

北本町1丁目10番

④北本町2丁目南部【オレンジ色の地域】

- ・通学区域を「船橋小学校、海神小学校、八栄小学校、塚田小学校、行田東小学校」から「(仮称)塚田第二小学校」へ変更する地域

北本町2丁目1番～18番、19番11号、20番1号～6号・9号・15号の一部、34番～36番、37番29号・30号、40番、41番、64番1棟～6棟・7号・12号・13号・15号・17号・18号・19号の一部、66番11号・13号・15号・20号・21号、67番～69番

(2) 北本町2丁目北部【緑色の地域】

- ・通学区域を「船橋小学校、海神小学校、八栄小学校、塚田小学校、行田東小学校」から「塚田小学校」へ変更する地域

北本町2丁目19番3号～5号・7号～9号、20番7号・8号・10号～13号・15号の一部、21番～33番、37番(29号及び30号を除く。)、38番、39番、42番～58番、63番13号～15号、64番19号の一部

(3) 北本町2丁目東部【紫色の地域】

- ・通学区域を「船橋小学校、海神小学校、八栄小学校、塚田小学校、行田東小学校」から「八栄小学校、塚田小学校」へ変更する地域

北本町2丁目59番～62番、63番1・3号・5号・7号・26号、65番、66番22号・23号

(4) 保健福祉センター及びオウカス船橋(サービス付き高齢者向け住宅)

【黄緑色の地域】

- ・通学区域を「市場小学校」から「船橋小学校、海神小学校」へ変更する地域

北本町1丁目16番(1号を除く。)

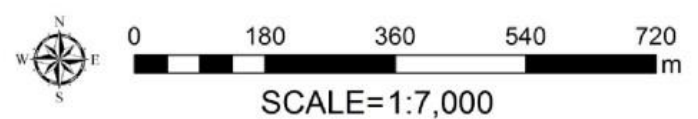
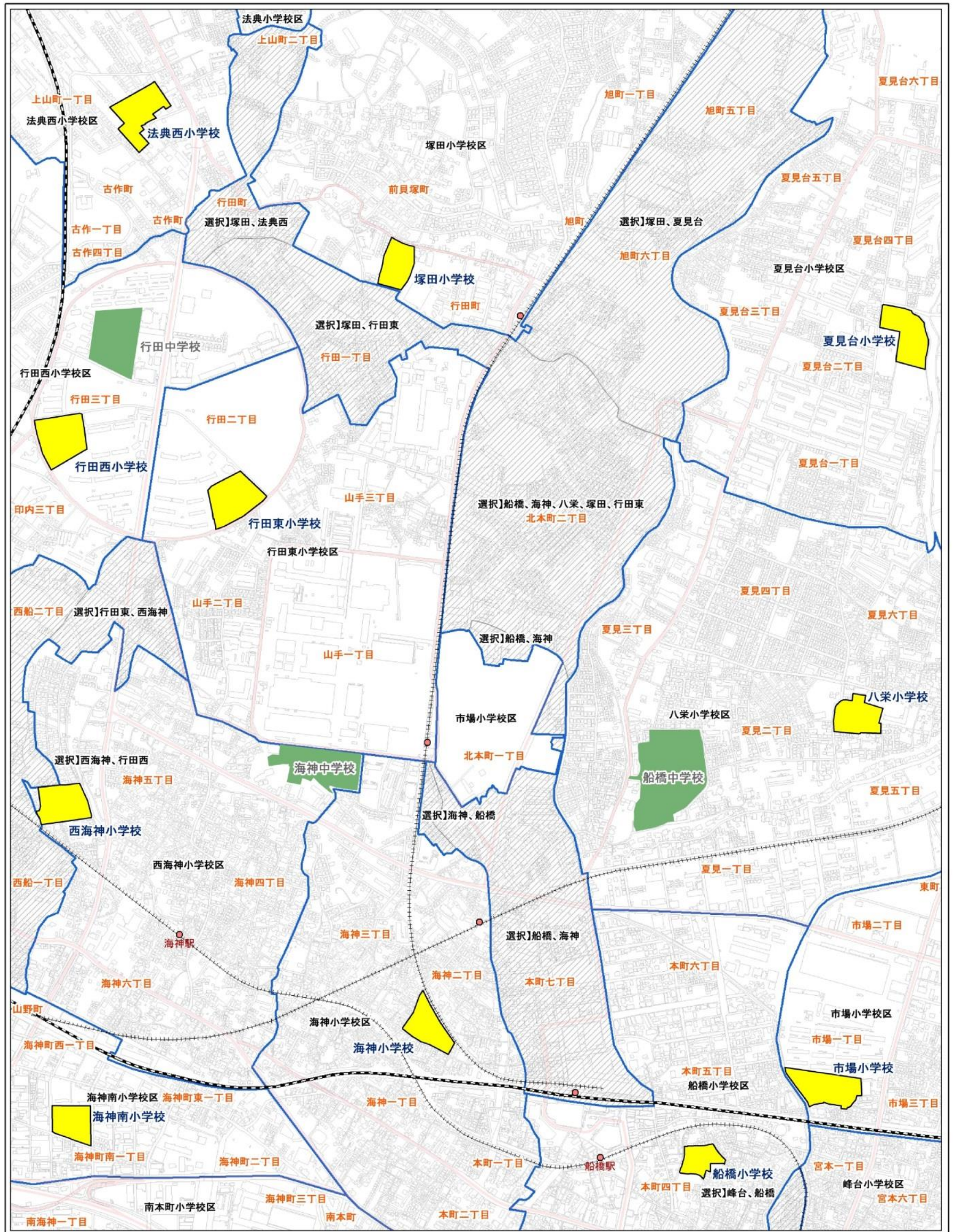
2. 現在検討している変更時期（案）

平成33年度から …（仮称）塚田第二小学校の開設に合わせて

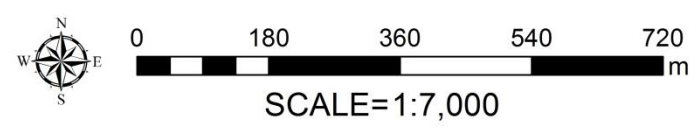
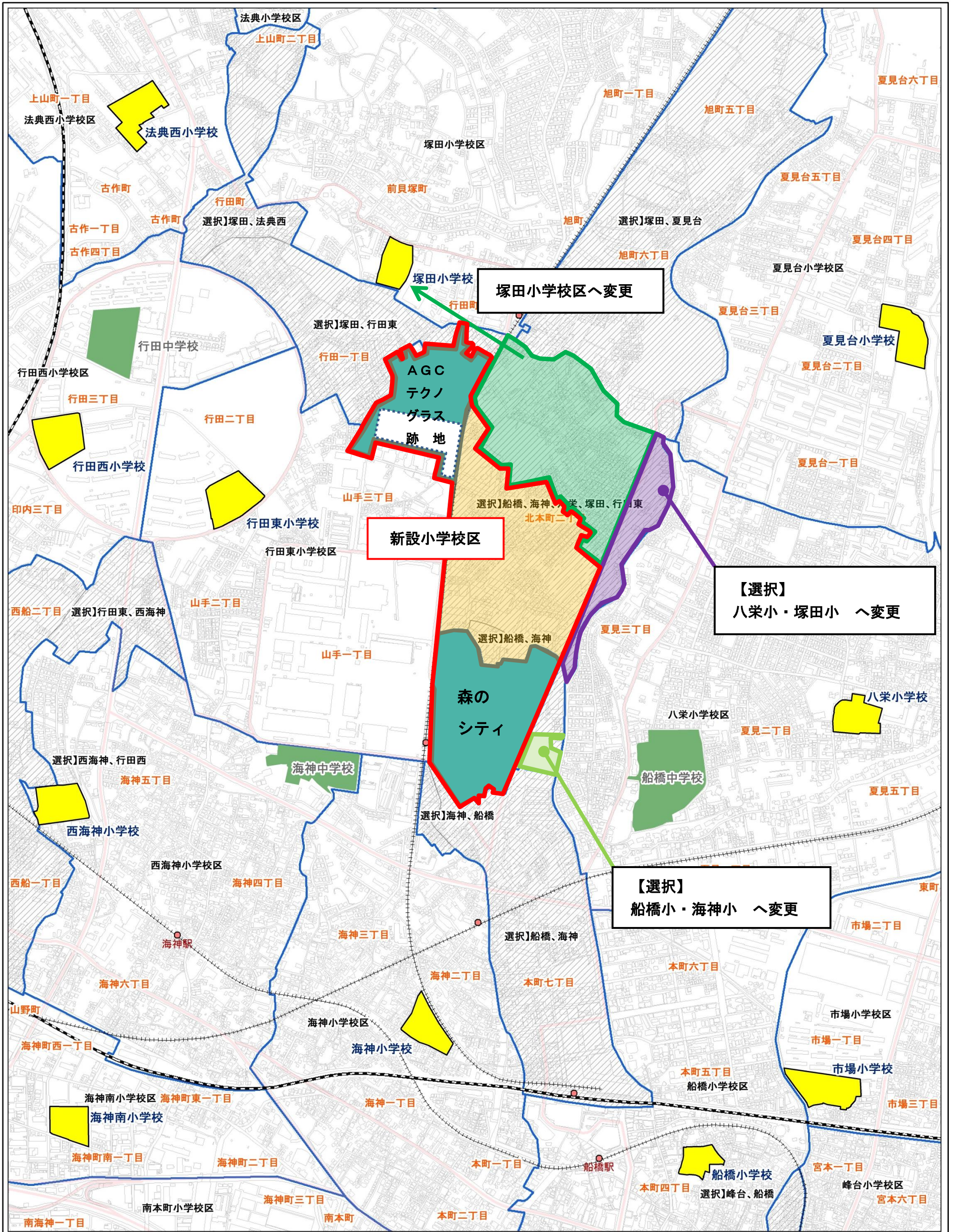
※ 平成33年度に小学5年生・6年生となる児童につきましては、在籍している学校へ引き続き通学することも認めるものとします。

※ 平成33年度に小学5年生・6年生となる兄・姉のいる児童につきましては、兄・姉と同じ小学校へ卒業まで通学することも認めるものとします。

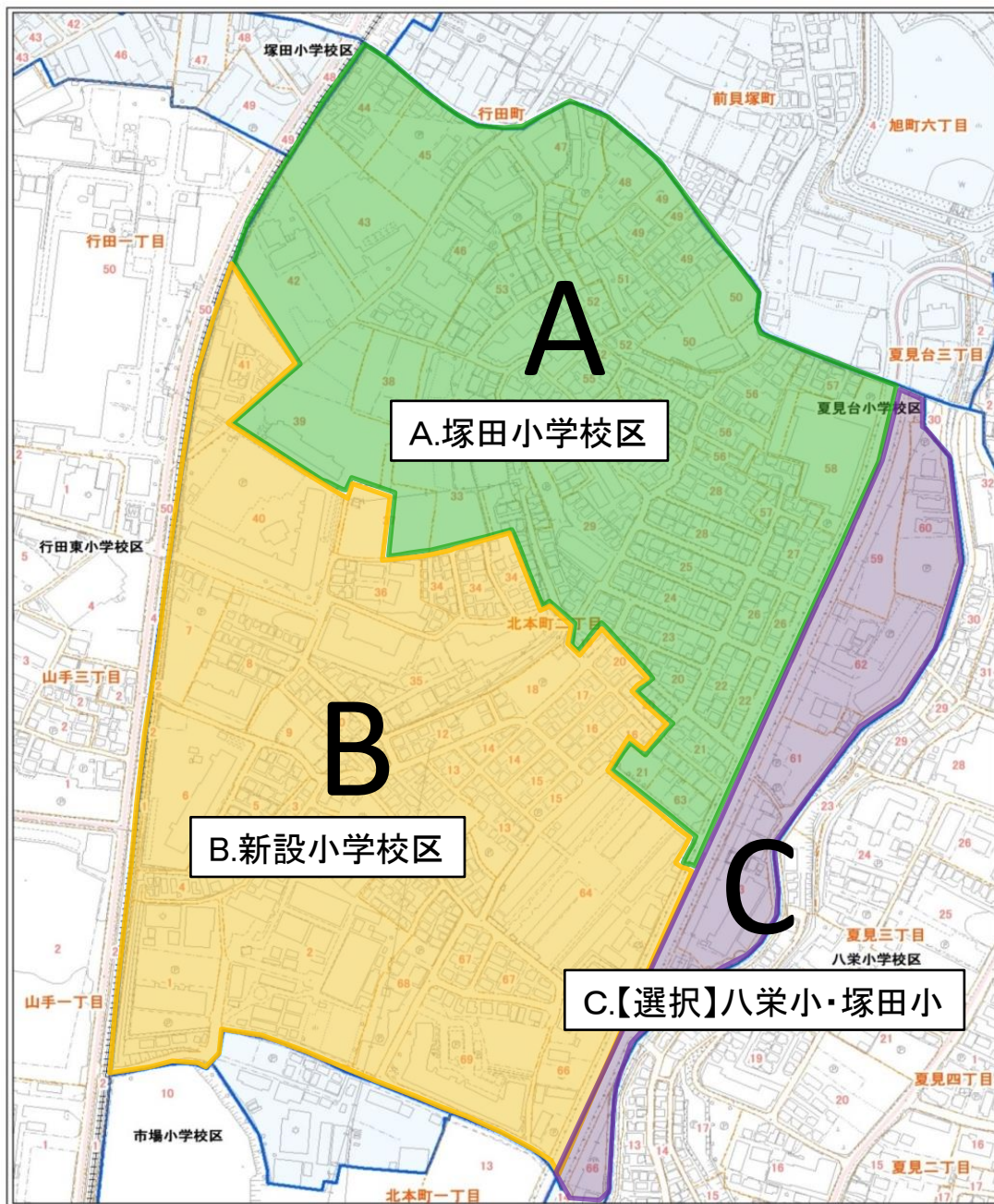
現在の通学区区域図



(仮称) 塚田第二小学校通学区域図 (案)



北本町2丁目の通学区域(案)



■上図を基にした小学校選択状況

	A	B	C	合計
塚田小	141	23	3	167
行田東小	5	165	0	170
海神小	4	39	2	45
八栄小	3	14	22	39
船橋小	1	3	0	4

(単位:人) H28.6.21時点のデータより作成

船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（新旧対照表） **(案)**

8

新			旧		
(その1)			(その1)		
学校名	通学区域		学校名	通学区域	
船橋小学校	湊町	2丁目5番～7番	船橋小学校	湊町	2丁目5番～7番
	本町	1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、2番1号～4号、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番19号、5番1号～8号・28号～33号、6番1号～12号・21号の一部、9番1号～12号・27号の一部・28号・29号 4丁目～6丁目 7丁目1番～23番		本町	1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、2番1号～4号、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番19号、5番1号～8号・28号～33号、6番1号～12号・21号の一部、9番1号～12号・27号の一部・28号・29号 4丁目～6丁目 7丁目1番～23番
市場小学校	市場	1丁目～3丁目 4丁目4番（4番3を除く。）、5番～21番 5丁目	市場小学校	市場	1丁目～3丁目 4丁目4番（4番3を除く。）、5番～21番 5丁目
	東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地		北本町	<u>1丁目9番（1号を除く。）、11番～13番、15番、16番（1号を除く。）、19番～21番</u>
海神小学校	本町	1丁目17番11号の一部・12号～20号・22号、18番～26番、29番 2丁目11番～23番	海神小学校	東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地
	海神	1丁目、2丁目 3丁目1番～6番、7番8号・22号～29号、8番～30番 4丁目1番17号の一部・18号～26号、2番、3番、4番23号・25号・27号・30号～32号・34号・35号 6丁目1番5号・6号、2番1号～5号		本町	1丁目17番11号の一部・12号～20号・22号、18番～26番、29番 2丁目11番～23番
八栄小学校	夏見	1丁目～7丁目	八栄小学校	海神	1丁目、2丁目 3丁目1番～6番、7番8号・22号～29号、8番～30番 4丁目1番17号の一部・18号～26号、2番、3番、4番23号・25号・27号・30号～32号・34号・35号 6丁目1番5号・6号、2番1号～5号
	米ヶ崎	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地			

	町	の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降	八栄小学校	夏見	1丁目～7丁目
塚田小学校	前貝塚町	全域	塚田小学校	米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降
	行田町	47番地の一部、49番地～101番地、311番地～402番地		前貝塚町	全域
	夏見台	3丁目2番30号～32号 5丁目1番		行田町	47番地の一部、49番地～101番地、311番地～402番地
	行田	1丁目5番～ <u>46番、47番1号、48番、49番1号・2号</u>		夏見台	3丁目2番30号～32号 5丁目1番
	旭町	1丁目、2丁目 3丁目（22番1号～19号を除く。） 4丁目1番～6番、9番～16番 5丁目、6丁目 住居表示外地域		行田	1丁目5番～ <u>49番</u>
	北本町	<u>2丁目19番3号～5号・7号～9号、20番7号・8号・10号～13号・15号の一部、21番～33番、37番（29号及び30号を除く。）、38番、39番、42番～58番、63番13号～15号、64番19号の一部</u>		旭町	1丁目、2丁目 3丁目（22番1号～19号を除く。） 4丁目1番～6番、9番～16番 5丁目、6丁目 住居表示外地域
行田東小学校	山手	1丁目～3丁目	行田東小学校	山手	1丁目～3丁目
	西船	2丁目20番1棟～13棟、23番～31番		西船	2丁目20番1棟～13棟、23番～31番
	行田	1丁目1番～4番 2丁目1番～5番		行田	1丁目1番～4番、 <u>50番</u> 2丁目1番～5番
<u>(仮称)塚田第二小学校</u>	行田	<u>1丁目47番（1号を除く。）、49番（1号及び2号を除く。）、50番</u>			
	北本町	<u>1丁目9番（1号を除く。）、10番～13番、15番、19番～21番、2丁目1番～18番、19番11号、20番1号～6号・9号・15号の一部、34番～36番、37番29号・30号、40番、41番、64番1棟～6棟・7号・12号・13号・15号・17号・18号・19号の一部、66番11号・13号・15号・20号・21号、67番～69番</u>			

(その3)

学校名	通学区域	
船橋小学校	本町	7丁目24番～27番
海神小学校 (上記2校より 選択)	北本町	1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番、17番、18番
八栄小学校 塚田小学校 (上記2校より 選択)	北本町	2丁目59番～62番、63番1・3号・5号・7号・26号、65番、66番 22号・23号

(その3)

学校名	通学区域	
船橋小学校	本町	7丁目24番～27番
海神小学校 (上記2校より 選択)	北本町	1丁目1番～8番、9番1号、 <u>10番</u> 、14番、16番 <u>1号</u> 、17番、18番
船橋小学校 海神小学校 八栄小学校 塚田小学校 行田東小学校 (上記5校より 選択)	北本町	2丁目

通学区域表 (案)

北 本 町

北 本 町

住 所		小 学 校	中 学 校	
1丁目	全 域 (下 記 を 除 く)	【特別区域】 〈船 橋・海 神〉	《選択》 〈船橋・海神〉	
	ライフタウン北本町(2番14ー)		海 神	
	不二越社宅(5番12ー)			
	ライオンズマンション(14番7ー)			
	サンハイツ(18番1棟~3棟)		船 橋	
	16番(1号を除く)			
	10番		(仮称)塚田第二	《選択》 〈船橋・海神〉
9番(1号を除く)、 11番~13番、15番、 19番~21番	船 橋			
2丁目	1番~18番	(仮称)塚田第二	《選択》 〈船橋・海神〉	
	19番	3号~5号・7号~9号		塚 田
		11号		(仮称)塚田第二
	20番	1号~6号		塚 田
		7号・8号		
		9号		(仮称)塚田第二
		10号~13号		塚 田
		(地図確認) 15号		『またがり』 「塚田・(仮称)塚田第二」
	21番~33番	塚 田		
	34番~36番	(仮称)塚田第二		
	37番(下記を除く)	塚 田		
ルシユルクレールⅡ(37番29号)	(仮称)塚田第二			
ルシユルクレールⅠ(37番30号)				

38番、39番	塚 田	船 橋		
	40番、41番		(仮称)塚田第二	
	42番~58番		塚 田	
	59番~62番		【特別区域】 〈八栄・塚田〉	
	63番		3号・5号・7号	塚 田
			13号~15号	
			26号	【特別区域】 〈八栄・塚田〉
	64番		パソコマンション(63番1ー)	(仮称)塚田第二
			船橋ハイツ(64番1棟~6棟)	
			7号・12号・13号・ 15号・17号・18号	『またがり』 「塚田・(仮称)塚田第二」
	65番		(地図確認) 19号	《選択》 〈船橋・海神〉
【特別区域】 〈八栄・塚田〉				
66番	11号・13号・15号・ 20号・21号	(仮称)塚田第二		
	22号・23号	【特別区域】 〈八栄・塚田〉		
67番~69番	(仮称)塚田第二			

通学区域表 (案)

行 田

行 田

住 所		小 学 校	中 学 校
1丁目	1番～4番	行 田 東	行 田
	5番～46番	《選択》 〈塚 田・行田東〉	
	47番（下記を除く）	（仮称）塚田第二	
	47番1号	《選択》	
	48番	〈塚 田・行田東〉	
	49番（下記を除く）	（仮称）塚田第二	
	49番（1号・2号）	《選択》 〈塚 田・行田東〉	
	50番	（仮称）塚田第二	
2丁目	1番～5番	行 田 東	
	6番～11番	行 田 西	
3丁目	全 域		

(仮称) 塚田第二小学校通学区域 (案) に基づく推計

学校名	分類	学級数及び児童数				
		H29	H30	H31	H32	H33
(仮称) 塚田第二小学校	学級数	—	—	—	—	30
	児童数	—	—	—	—	1,009
行田東小学校	学級数	23	22	20	24	15
	児童数	689	658	647	684	460
塚田小学校	学級数	31	33	33	32	31
	児童数	1,072	1,103	1,087	1,088	1,075
市場小学校	学級数	19	21	24	27	11
	児童数	567	675	794	883	228
八栄小学校	学級数	29	29	29	29	30
	児童数	958	948	966	952	974
海神小学校	学級数	21	20	21	21	18
	児童数	652	659	661	656	602
船橋小学校	学級数	17	17	18	18	18
	児童数	504	510	533	538	531

※平成 29 年度は 5 月 1 日現在の実数、他は各年度 5 月 1 日時点の推計値。(普通学級の学級数及び児童数)

船橋市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

船橋市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月17日～8月9日に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「船橋市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

船橋警察署交通課，船橋東警察署交通課，国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所船橋出張所，千葉県葛南土木事務所，船橋市道路部道路計画課，船橋市道路部道路維持課，船橋市道路部道路建設課，船橋市道路部道路管理課，船橋市市民生活部市民安全推進課，船橋市教育委員会学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室

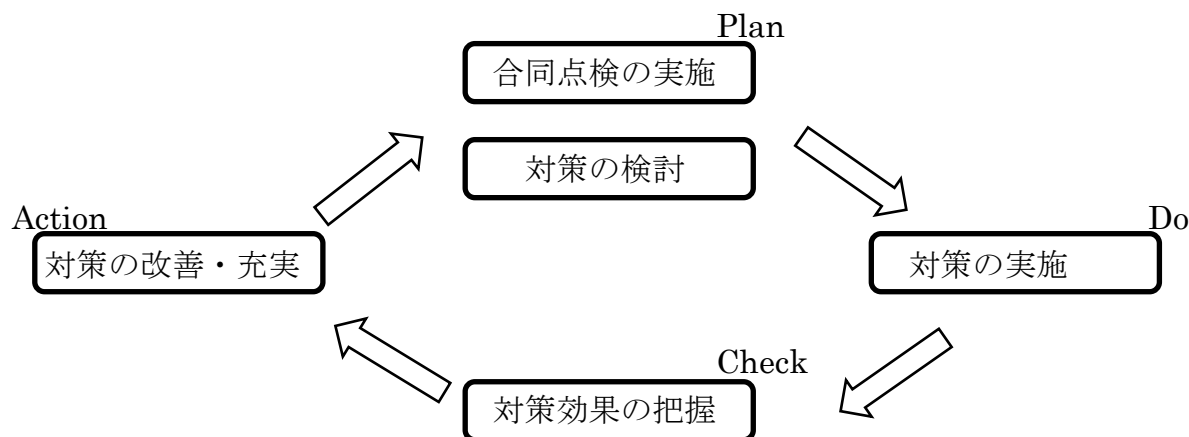
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

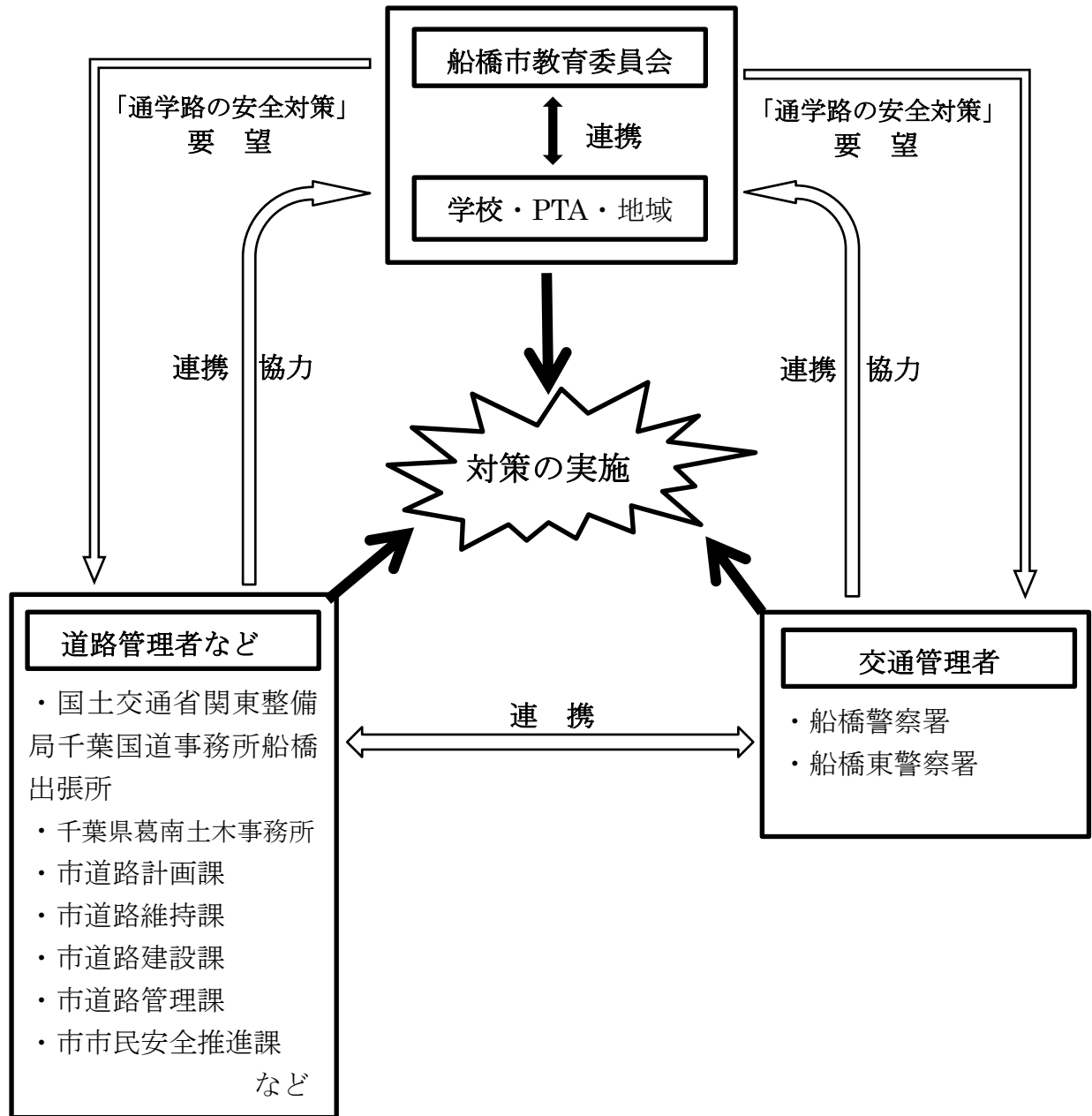
継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続し、対策を講じるための協議を実施するとともに対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



《対策実施までの流れ》



(2) 実施対象校

市内の小学校・市立特別支援学校・私立小学校・県立特別支援学校を実施の対象とします。

(3) 定期的な合同点検

実施対象校の通学路を定期的に点検するため、年度別に5グループに分け、約5年に1サイクルで、重点的に合同点検を実施していきます。なお、重点校以外の学校から「通学路の安全確保」等の要望が教育委員会に提出された場合は、関係各部課と協議の上、必要に応じて合同点検を実施していきます。

4. 実施の方法について

(1) 合同点検の実施

通学路の安全対策の要望箇所や内容によって、学校、保護者、道路管理者（市及び県、国）、交通管理者（船橋警察及び船橋東警察）、自治会及び学校ボランティア等が参加する合同点検を行います。

(2) 対策の検討

通学路安全推進会議で、対策箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。（歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など考慮する。）

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか、確認するため効果測定を行います。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 箇所図、箇所一覧表の公表

今後、「通学路安全推進会議」で決定した内容をホームページ等で公表します。

(仮称) 塚田第二小学校通学区域 (案) に係るスケジュール

7月24日(月) 15:00~ 第1回学区審議会 … 「通学区域案」を諮問済

8月5日(土) 19:00~ 第1回地域説明会 ※ 両日とも同内容

6日(日) 13:00~ 会場：塚田公民館講堂 (両日とも)

今後の予定

○9月下旬頃 第2回学区審議会

○10月頃 第2回地域説明会

以後、状況に応じて学区審議会及び地域説明会を開催